

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神戸市

2 構造改革特別区域の名称

国際みなと経済特区

3 構造改革特別区域の範囲

神戸市の区域の一部

4 構造改革特別区域の特性

(1) 自然的、経済的、社会的条件

国際貿易港・神戸港の充実した施設・サービス

< 充実したインフラ >

- ・ 神戸港は、開港以来、我が国の国際貿易の窓口として多くの資本が投下され、充実したインフラが整備されている。さらに、高い技術を持つ港湾労働者などの人的資源、船社や港運・倉庫業、税関や検疫などが海事クラスターを形成しており、これらは我が国にとっての貴重な財産となっている。(参考資料1・2)

< 世界各国とのコンテナ定期航路網 >

- ・ 神戸港は、世界各国とコンテナ定期航路により結ばれており、世界の主要船社が、神戸港と世界各港をつなぐ直航サービスの配船を行っている。神戸港と北米、欧州方面とを結ぶ基幹航路が22航路、中国等アジア方面との航路が67航路、オーストラリア、ニュージーランド方面との航路が6航路、ナホトカ航路が1航路あるほか、航路数の少ない南米・アフリカ方面との航路が3航路あり、あわせて99航路が就航している。(参考資料3)

< 充実した内航フィーダーと高速道路網 >

- ・ 神戸港と近畿、北陸、中国、四国、九州といった西日本とは、海路では、内航フィーダーや内航フェリーの定期航路で結ばれているほか、陸路では、阪神高速道路、名神・東名高速道、中国自動車道、北陸自動車道、山陽自動車道、明石海峡大橋を經由した神戸淡路自動車道により結ばれている。(参考資料4・5)

産業の集積

- ・ みなとまち神戸には、今まで鉄鋼、造船、電機などの産業に支えられて発展したもののづくり技術が蓄積され、高い技術シーズと新製品開発意欲のある地元企業が存在している。
- ・ 神戸市では、市民生活の質の向上や既存産業の高度化と新しい産業の集積を図るために、平成6年6月に、神戸市のIT戦略として「神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想」を発表し、平成11年3月にこの構想を具体化するため「神戸国際マルチメディア文化都市構想」基本計画（KIMEC基本計画）を策定してIT企業の誘致、育成等を積極的に進めており、市内には多数のIT企業が集積している。また、先端医療技術の研究開発拠点を整備し、産学官の連携により21世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図る「神戸医療産業都市構想」の進展により、医療・バイオ関係の企業の集積も進んでいる。国際コンテナ港である神戸港とこうした産業が一体となって、人、物、資金、情報のグローバルな国際経済拠点が形成されつつある。
- ・ 神戸市は、既存産業の高度化及び新産業の誘致・育成のため、高度な技術力や日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業の誘致を進めており、「国際経済拠点地区（ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区）」では、外国・外資系企業誘致のための税財政支援を含む独自のインセンティブ付与や施設整備・サポート体制の拡充（神戸国際ビジネスセンター、ビジネスライフサポート窓口、ひょうご・神戸投資サポートセンター）などの施策により、外国・外資系企業の集積を目指しており、現在、神戸市内に本社を置く外国・外資系企業は、P&G社や日本イーライリリー社など大手企業を含め、60社以上に達している。

研究機関の集積と成果の活用

- ・ 特別区域（以下「特区」という）には、IT分野、医療分野、防災技術分野など神戸の先端産業を支える公私の研究機関（大学関係、民間企業関係、第三セクター等）及びその研究成果を活用できる関連企業が多数集積している。また、産学官連携による新技術・新製品の研究開発と中小企業への技術支援による新産業の創造と既存産業の発展を目指して、「新産業創造研究機構（NIRO）」が設立され、産学共同研究や、研究成果の技術移転（TLO事業）が進んでいる。

都市再生緊急整備地域への指定

- ・ 「神戸ポートアイランド西地域」と「神戸三宮駅南地域」は、平成14年10月、国から「都市再生緊急整備地域」の指定を受け、都市再生の拠点として都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として位置づけられている。

生活文化面

- ・ 外国・外資系企業の誘致に関連して、外国人にとっての暮らしやすさという面でも神戸には優位性がある。旧居留地の創設以来、外国人子弟の教育機関、外国語の通じる医療機関、各種の宗教施設、外国人コミュニティ・社交クラブなど、外国人が住みやすい生活インフラが充実している。たとえば国際学校は神戸市内に9校あり、合計2,600人余りの生徒が通学している。

国際協力の分野でもWHO神戸センターや神戸アジア都市情報センター、国際協力事業団（JICA）兵庫国際センターといった国際協力機関が存在する。また神戸市は、全国でも先導的な留学生に対する支援施策として、奨学金の支給や住宅の提供、特に日中ビジネスを行う優秀で意欲のある留学生およびOBの起業化支援などに取り組んでいる。

人材の育成

- ・ 本市では神戸港開港以来、鉄鋼、造船、ケミカル等、重化学工業を中心に多くの企業が立地し、企業内で職能訓練を積極的に行うことにより多くの有能な技術者を輩出し、それらの人材がわが国を代表する神戸の産業の一翼を担ってきた。一方、神戸市内には20校を超える多くの大学が立地し、法律、経済、福祉、工学、医学等、幅広い分野における高等教育の機会を市民に与え、有能な人材育成に大きく寄与してきた。

(2) 他地域と異なる取扱をする必要性

世界の港湾取扱貨物量が増加している中、我が国の主要港の相対的な地位の低下は著しく、港湾の高コスト構造と港湾サービスの改善に取り組み、港の国際競争力を回復することは国家的な課題となっている。また、特に大震災の影響が根強く残る神戸港は、港の低迷が市民経済に与える影響は深刻なものとなっている。

神戸港は、西日本を背後地とする巨大な経済圏のゲートウェイとして、物流の拠点を形成している。輸出入コンテナ貨物物流調査（平成10年度）によると、各府県で生産・消費されるコンテナ貨物量のうち、神戸港を経由しているコンテナ貨物の割合は、輸出では50%以上が13府県、25%以上が6府県あり、輸入では、50%以上が8府県、25%以上が4府県となっている。神戸港で規制の特例措置を適用することにより、港がより有効に活用されるようになることは、ひとり神戸の復興のみならず、我が国全体の経済再生のための突破口となる。（参考資料6）

平成7年1月の阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた神戸市にとって、大震災からの1日も早い復興のためには何より経済復興が喫緊の課題であった。地元の行政や経済界とともに、市民や企業の活力を引き出すため、イギリス型のエンタープライズゾーンやアメリカ型の州レベルの特区制度を参考に、「神戸エンタープライズゾーン構想」を提唱してきたが、実現には至っていない。したがって、神戸における「構造

改革特別区域」の実現は、かねてから地元の産・官あげての強い願望となっている。

神戸経済の本格復興のためには既存産業の高度化及び新産業の誘致・育成が必要であり、中でもITなど産業の高度化に直接的に寄与する分野における新技術開発の促進や、高度な技術力と日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業の誘致は、神戸の産業全体の底上げのために重要な施策である。神戸市に立地する外資系企業の本社数は、平成13年末の時点で62社であり、全国に立地する外資系企業(3,253社)の1.9%を占める。指定都市の中では、横浜市(161社)、大阪市(123社)、川崎市(63社)に次いで多い。また、神戸経済が全国に占める割合と比較して多くの外資系企業が立地している。

一方、近年では企業活動のグローバル化や、IT技術の進歩による情報化の進展を受けて、企業はこれまで以上に迅速かつ確かなビジネスチャンスの把握にしのぎを削ろうとする傾向が強くなってきている。その結果、企業においては、これまでのように時間をかけて有能な人材を育成するよりも、国際的な商慣習や、語学力、ビジネスマナー等に精通し、ビジネスにおいて高い実践能力を有する人材を望む声が一層強くなってきている。さらに、学生にとっても在学中に実践的な知識を習得し、ビジネスマンとしての即戦力となる資質を習得しようとする傾向が一層強まっており、株式会社立大学等の多様な教育サービスへのニーズが高まっている。

特区として認定を申請している地域については、神戸市内の他の地域と比較して、次のような特性がある。

「ロジスティクスハブ拠点」の対象となる地域は、特区の中核となる神戸港のエリアであり、神戸の港湾機能の集積地である。うち一部は、国土交通省からリサイクルポートの指定を受けるなど、「総合静脈物流拠点」の対象となっている。「国際経済拠点」の対象となる地域は、県、市が協調して税財政支援を含む独自のインセンティブ付与や施設整備・サポート体制の拡充(神戸国際ビジネスセンター、ビジネスライフサポート窓口、ひょうご・神戸投資サポートセンター等)などの施策を行い、外国・外資系企業の集積を目指している。税財政支援を含めたインセンティブや施設整備、外国・外資系企業の誘致に取り組むなど、産業・研究機関の集積が進んでいる。また、今回新たに重点拠点として指定する「国際・ビジネス人材育成拠点」の対象となる地域においては、多様な教育ニーズが高まる中で、近年、専修学校等の教育機関が多く立地し、大学などの既存の教育機関の機能を補完しながら、特に実学面において高い能力を有し、神戸経済の担い手となる有能な人材育成が図られつつある。

5 構造改革特別区域計画の意義

神戸市は、国の構造改革特区導入に係る閣議決定に先立ち、平成14年5月に、地域の産学官の有識者の参画により神戸経済特区研究会を設置し、「知恵と工夫」を結集して、神戸

経済再生を目指す、神戸の強みを活かした神戸らしい特区の創設に向けて検討を開始した。そして、同年7月に、同研究会から、21世紀の「知の居留地」を目指した「神戸経済特区に関する提言」として「国際みなと経済特区」が提案された。

「国際みなと経済特区」は、神戸のアイデンティティーである港を活かし、港の再生と港に連なるまちの活性化を加速させるものであり、重点拠点として、(1)ロジスティクスハブ拠点、(2)総合静脈物流拠点(リサイクルポート)、(3)国際経済拠点、(4)国際・ビジネス人材育成拠点の4つの拠点を形成し、神戸経済の新生を目指すものである。以下では、この4つの拠点ごとの意義を記述する。

(1)ロジスティクスハブ拠点の形成

神戸港では、船舶の大型化に対応した大水深バースの整備に努めてきた結果、港湾施設については世界水準に達している。こうしたことから現在は、施設を「新たにつくること」から「活かして使うこと」に重点を移し、民と官が一体となって、港の再生に取り組んでいる。特に、スーパー中枢港湾において、既存の3バース以上の複数コンテナターミナルを一体的に管理・運営する次世代高規格コンテナターミナルを形成し、荷役作業の共同化など効率的な作業体制を導入して、アジア諸港に匹敵するコンテナターミナルの育成を目指すなど、さらなる港の有効・効率的な活用を進め、国際競争力のあるコストと世界水準の港湾サービスに向けた取り組みを進めていくところである。

また、13年度に、神戸港に立地する民間企業から発案された「港湾物流情報プラットフォーム」構想を全国に提案するとともに、14年度に、神戸港を中心とした「港湾物流情報プラットフォームの実証実験」を34社の参画を得て実施し、16年度の稼働を目指すなど、民間の港湾サービスの改良意欲は強い。

神戸港では、民と官が一体となって、国際みなと経済特区での規制緩和の特例、スーパー中枢港湾、港湾物流情報プラットフォーム、更には、関連の独自事業の効果により、国際競争力のあるコスト、世界水準のサービスやリードタイムの短縮を目指し、これらの神戸港を通じた物流の活性化により、神戸をはじめ、西日本の物流の活性化、ひいては、産業の活性化に貢献することを目指す。

1)リードタイムの短縮、コスト削減のための施策

- ・ 神戸港では、民と官で、コンテナバースの集約化とその共同利用、港湾施設の使用料の低減や集荷努力を促すための独自インセンティブを行うなど、独自の知恵と工夫をもって港湾物流のトータルコストの低減を進めている。

2)臨港地区における産業の集積のための施策

- ・ 神戸港では、コンテナ貨物の増加を図るだけでなく、コンテナ以外の新たな貨物の集積による港の活性化の取り組みを進めている。船舶の大型化に伴うコンテナバースの利用転換の進展により生じた広大な臨海部未利用地、神戸港の海陸交通網の利便性、あるいは港頭地区への企業進出の要件の緩和、定期借地制度、及び減免制度など独自の知恵と工夫をもって設けた施策などにより、企業誘致に努

め、日産自動車などの新車の西日本への配送拠点や、中古自動車オークション市場として西日本最大級の規模をもつ兵庫オートオークションなどの中古自動車物流関連企業の集積、中古建機オークション会場として日本最大の規模を持つコマツクイックなどの中古建機物流関連企業などが集積している。これら民間の自動車物流企業の集積は、海上貨物の増加、全国からのバイヤーの集客にも効果を及ぼしている。

(2)総合静脈物流拠点(リサイクルポート)の整備(対象区域:ポートアイランド(第2期)南東部の「リサイクルポート」指定施設が立地する区域)

環境への負荷を軽減し、リサイクル等の推進による「循環型社会の構築」が必要となっている。神戸市でも、21世紀の循環型社会を支える環境調和型産業・技術の導入・育成を図るため、平成13年9月に「エコテック21」構想をまとめ、臨海部における自動車リサイクルシステムを先導的事業として位置づけた。

港頭地区での進出要件の緩和などによる中古自動車関連産業の集積と神戸港という物流基盤など臨海部の持つポテンシャル、さらには急を要しない貨物である循環資源の特徴を活かしたリサイクルの取り組みが民間企業において具体化され、平成14年5月、国土交通省の「総合静脈物流拠点(リサイクルポート)」に指定された。(全国で4箇所)

また、海上輸送は、陸上輸送に比べて環境への負荷が少なく、物流コストも低減も期待される。このような民と官の港を利用した取り組みは、リサイクルの進展だけでなく、内航海運を利用した新たな物流にも貢献することができる。

(3)国際経済拠点の構築

神戸は、開港以来、外国の文化・産業が日本の他の地域に先駆けて導入されてきた地域であり、歴史に培われた豊かな文化性、市場の開放性、洗練された人々の感性などを背景に、明治以来ニュービジネスが次々と興ってきた地域である。しかし近年は、神戸経済を支えてきた造船、鉄鋼、化学、機械といった基幹産業が衰えてきており、それと歩みを同じくして港湾産業も低迷しつつある。また、産業構造転換の遅れにより構造的に新たなビジネスを生み出しにくい状況が、とりわけ阪神・淡路大震災により顕在化してきた。こうした状態を打開するためには、既存産業の高度化及び新産業の誘致、育成が急務である。本市では、KIMEC構想に基づく情報化施策により、ICT産業の集積や市内産業の高度化、情報化等に取り組むとともに、新産業創造研究機構(NIRO)を中核として、国内外の大学・研究機関と連携しての産学共同研究、関西の大学等の研究者とのネットワークを活用し、研究成果を特許化して企業に提供する技術移転事業(TLO)等を実施するなど、既存産業の高度化と新産業の創造を促進し、研究成果等を活用した市内中小製造業者への技術移転を進めている。

新産業、新技術を開発し、それを事業化していくうえで、高度な技術力と日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業の誘致は、神戸の産業全体の底上げ、そして眠

っている神戸企業の起業家精神を呼び起こすという意味で非常に重要な施策である。本市では、成長分野企業やベンチャー企業をはじめとする外国・外資系企業等の立地・集積を促進すべく、県と協調して独自のインセンティブ制度を設け、さらに「神戸医療産業都市構想」や「上海・長江交易促進プロジェクト」等の推進など、自助と自立の精神をもって企業誘致の推進及び経済活性化に取り組んでおり、産学官が連携しての知的ネットワークの形成を進め、知識創造型の経済社会を構築していく。

「外国人研究者受入れ促進事業（501～503）」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）」は、神戸に集う研究者や、ICT分野をはじめとするベンチャー企業の活動から生まれる知識と地元企業の知恵や熱意を結集して産業化し新たな価値を創造するという、いわば21世紀の「知の居留地」を創る試みを実現するうえで必要な規制の特例であり、その実施によって既存産業の高度化や新産業・成長産業の立地を促進し、経済の本格復興を目指す。

「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）」は、支店等開設のため、来日した外国企業の社員が、一時帰国をすることなく、開設準備から事業開始まで連続して行うことにより、事業の迅速な立ち上げと初期費用の低減を図るうえで必要な規制の特例である。これらの実施によって、外国のICT企業等新規成長産業分野の企業や資金余力に乏しいベンチャー企業の立地促進や既存産業の高度化を促進し、経済の本格復興を目指す。

(4)国際・ビジネス人材育成拠点の構築

今後、経済のグローバル化、情報化が一層進む中、神戸の企業がもつ国際競争力を更に強化するためには、有能な人材の確保が重要な鍵となってきた。特に、企業側からは、専門的能力のみならず、幅広い教養と国際感覚を有する即戦力となる人材を求める声が強くなっており、近年、専修学校や社会人を対象としたサテライトキャンパスも多く立地するようになってきた。しかし、人材育成の面では更なる充実が求められているところである。

このような状況に鑑み、本市としては今後人材育成のための重点拠点を指定し、既存の教育機関等とも連携しながら、人材育成機関の立地を促進することとする。特にキャリア開発や実践的な専門教育の実績豊かな教育機関が立地することにより、有能な人材の輩出が図られるとともに、既存の教育機関とも知的ネットワークが形成されることとなる。また、企業に対する実務的な公開講座の開催やインターンシップ等の導入によって産学連携が促進され、神戸経済のクオリティを高めるための人と情報の交流が一層加速される。

6 構造改革特別区域計画の目標

港湾物流分野におけるロジスティクスハブ拠点の形成と、リサイクル分野での総合静脈物流拠点（リサイクルポート）の整備、後背地における研究促進・企業集積のための国際経済拠点の構築、さらに国際感覚に優れ、即戦力となる人材育成のための国際・ビジネス

人材育成拠点の構築の4つの取り組みを、特区による規制の特例措置や独自施策によって実現し、それらの相乗効果によって神戸港の地位回復と産業の活性化を図る「国際みなと経済特区」の提案は、震災からの本格的な経済復興を目指す本市が、自助と自立の精神にのっとり独自の知恵と工夫で生み出したものであり、西日本全体の経済活性化に資するとともに、この方式がいわば「神戸モデル」として、将来全国的な構造改革へ波及することを目指す。

以下では、この4つの拠点ごとに、それぞれの目標について説明する。

(1) ロジスティクスハブ拠点の形成

リードタイムの短縮、コスト削減のための施策

- ・ 神戸港は、西日本を背後地とする巨大な経済圏のゲートウェイとして、物流拠点となっている。神戸港において時間外作業が行われることにより、神戸市のみならず、西日本各都市における企業で、必要な時間に必要なものが届く体制をとることができる。
- ・ 民間企業が中心になって現在実証実験中の「港湾物流情報プラットフォーム」、また、平成15年1月に第2次提案を行い、全国対応となった「到着即時輸入許可制度」と「簡易申告制度」などの制度を十分に活用することにより、現在3日かかっているリードタイム（船舶が入港してから貨物がゲートを出るまでの時間）を1日に短縮する。
- ・ 神戸港のリードタイムの短縮は、背後圏である西日本全体の企業に対し、時間的なコストの削減になり、西日本全体の経済の活性化にも貢献する。

臨港地区における産業の集積のための施策

- ・ 平成9年度からの企業の進出要件の緩和、また、定期借地制度や減免制度、さらに、平成14年8月に1次提案した「港頭地区でのコンテナ扱い」（全国対応）や平成15年1月に2次提案した「非居住の部品供給メーカーの国内在庫の許可」（全国対応）などを組み合わせることにより、臨港地区における産業集積をさらに促進する。
- ・ 平成9年度以降の港湾関連用地における企業進出は、72社であり、年平均10社程度の進出がある。今後の神戸港のコンテナバースの利用転換などで生じた土地に、神戸港の海陸交通網の便利さやインセンティブ及び規制の特例を活かした企業の進出を図ることにより、神戸港に新たな貨物を発生させ、それによって港の活性化を図っていく。

(2) 総合静脈物流拠点（リサイクルポート）の整備

- ・ 神戸港では、13年度に神戸市が「エコテック2.1構想」を作成し、それを受け、民間企業26社が、「臨海部における次世代自動車リサイクルシステム（KAR）事業化分科会」を設置し、14年度には、事業会社が2社設立されている。15年度には、自動車の廃タイヤの製鉄原料へのリサイクルも事業化される予定である。また、

同企業は、国土交通省の「総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）」に指定された（全国で4箇所）神戸港を利用し、環境負荷の少ない海上輸送により、廃タイヤを製鉄メーカーに配送することとしている。

- ・ このように、神戸港では、内航海運網、大消費地を抱える背後圏、自動車関連企業の集積を活かし、民間の自動車リサイクル企業による先導的な取り組みが進められており、神戸市でも埠頭用地を整備するなどの基盤づくりを行っている。このような民と官の一体となった取り組みにより、リサイクルの進展と、内航海運網を利用した新たな貨物量の増加を図る。

(3)国際経済拠点の構築

- ・ 21世紀のポスト工業社会では、科学・技術や産業活動のあり方などについての知識・情報が、経済発展の資源として一層重要になり、こうした知識創造を担う「人」が経済を牽引することになる。「神戸モデル」における国際経済拠点は、単に外国・外資系の企業を外から呼び込むだけでなく、神戸に定着した企業が新しい「知」を生み出し、それが神戸のもつ強みと結びつき、新しい産業・文化を創り出していく「知の居留地」づくりを進めていく。
- ・ 「国際経済拠点」においては、KIMEC構想に基づく情報化施策により、ICT産業の集積や市内産業の高度化、情報化等に取り組むとともに、新産業創造研究機構（NIRO）をはじめ多くの研究機関が集積し、国内外の大学・研究機関と連携しての産学共同研究や、研究成果を特許化して企業に提供するTLO事業等を進めており、また研究開発と成果の事業化を促進するため、高度な技術力と日本にはないノウハウをもつ外国・外資系企業について、市・県が独自のインセンティブを付与するなどして集積を進めている。「外国人研究者受入れ促進事業（501～503）」「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）」「外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）」の規制の特例を活用して、地域内に多数集積している研究機関や関連事業を行う機関等に優秀な外国人研究者やIT分野等の技術専門家、外国人ビジネスマン等を招致し、市独自の研究開発・技術移転促進施策や外国・外資系企業誘致施策との相乗効果で、IT企業をはじめとする成長分野企業やベンチャー企業の立地を促進する。加えて、「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）」の規制の特例を活用して、これまで以上に外国企業を呼び込むことで、新規成長分野の企業の集積と既存産業の高度化を促進させ、合わせて国際性豊かで多様な人材が共存する神戸ならではの魅力ある社会を実現する。
- ・ 国際経済拠点の構築は、ロジスティクスハブ拠点構築による港勢の回復・拡大、総合静脈物流拠点整備によるリサイクル産業の立地促進や廃棄物輸送のモーダルシフトの進展と一体となって、港の後背地としての発展を促進し、阪神・淡路大震災の被災地域全体の完全な経済的復興を牽引する力となる。

(4)国際・ビジネス人材育成拠点の構築

即戦力となる有能な人材育成

- ・ ICT技術の進歩、交通手段の高速化、低コスト化等に伴ない、人、もの、金、情報の流れの面においてますますグローバル化が進んでいる昨今、企業においても時代のニーズに的確に対応し、ビジネス面における企画力、スキル、ビジネスマナー等、幅広い知識と教養を兼ね備え、即戦力となる人材を求める傾向が一層強くなってきている。このような企業ニーズに応え、またグローバル化が進む神戸経済を一層発展させるために、柔軟で特色あるカリキュラムに基づき、高度な専門能力とビジネスに対する豊かな感性を持った人材育成のできる株式会社立大学の立地を推進し、神戸の企業競争力の強化につなげていく。

人材・情報交流の促進

- ・ 21世紀は知識創造型社会といわれ、知識・情報が大きな経済的価値を与えることとなり、商品開発にあたっての斬新な企画力、商品に対する情報力、ビジネスにおけるマナー、顧客に対するホスピタリティなど、あらゆる経済活動に対する人的なかわり方がますます重要となっている。

今後、国際・ビジネス人材育成拠点において株式会社立大学の立地に伴う人材育成が進むことで、現在、国際経済拠点において招致している外国人研究者及び技術者等との技術面・ノウハウ面における活発な情報交流や市内の既存大学・各種企業との共同セミナー、公開講座、共同研究等を通じた連携が促進される。こうした実践に即した人材・情報の交流によって、知的ネットワークの形成を図り、「知の居留地づくり」につないでいく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果（特別区域全体）

次に掲げる4つの拠点ごとの経済的・社会的効果の相乗作用により、神戸経済全体の底上げと高度化、活性化、さらに輸出入貨物の増大による神戸港の活性化を図り、港と港に連なるまちの活性化を実現する。

- (1) 神戸港におけるロジスティクスハブを形成し、リードタイムの短縮及びコスト削減のための施策や、産業の集積を進めることで、震災前の港勢（神戸港における外内貿コンテナ取扱貨物の最高値は、震災前の平成6年の290万TEU。平成13年の外内貿コンテナ取扱貨物量は200万TEU。）に戻すことを、当面（今後5年程度を目途）の目標に取り組む。
- (2) 総合静脈物流拠点の整備により、リサイクル産業の立地促進、内航海運の利用増大による静脈物流の進展を目指す。
- (3) 神戸市内の外国・外資系企業の本店数（神戸市把握分）は、震災直後の平成8年度に55社であったが、その後、「神戸起業ゾーン条例（現神戸エンタープライズゾーン条例）」の施行や「ひょうご投資サポートセンター」、「ひょうご・神戸投資サポートセンター」の設置など地元独自の取り組みによって、平成17年12月末で82社になっている。国際経済拠点の構築により、外国人研究者・ビジネスマンの来訪・交流を活発にすることで、外国・外資系企業の

立地促進(目標:年間10件程度の誘致)及び研究開発成果の産業への移転をさらに促進する。
(目標:年間10件程度の研究成果の産業化)

その結果、平成14年度～17年度の4年間で、神戸市全体で2万人の雇用創出を目指すとともに、これからの神戸づくりの指針として平成17年6月に策定した「神戸2010ビジョン」の中で目標とした、平成22年までに外国・外資系企業の本社数100社を目指す。

また、外国人情報処理技術者受入れ促進事業によって、KIMEC構想の推進を加速し、情報関連産業の集積を図り、情報通信ネットワークの形成や情報活用能力の向上を進め、市民生活の向上と神戸経済の活性化を図る。(目標:情報関連事業所数 平成11年7月現在305事業所 平成16年末時点で330事業所)

(4) 国際・ビジネス人材育成拠点を構築することにより、次のような効果が期待できる。

1) 学校設置による社会的効果

株式会社立大学が設置され、実務に即した語学、ビジネス慣習等の国際感覚を高める教育、国際的な商取引において必要となるビジネスマナー及びビジネススキルを身につける教育、並びに高度な専門能力を取得するための教育が実施されることにより、企業の即戦力となる有能な人材が輩出され、グローバル化が進む神戸経済の牽引役となることが期待できる。

既存大学等との関係では、新たな競争関係と協力関係が生まれ、双方の役割分担を図りながら、単位互換等を通じて学生にとって幅広い教育サービスの提供を図ることができる。

企業向け公開講座や学生のインターンシップ制度等により、企業と大学の連携が強化され、経済活動の面で良好なパートナーシップが構築されることが期待できる。

2) 学校設置による経済的効果

大学が設置されることにより、神戸市内で新たに雇用される教職員の見込みは平成17年度開校から4年目で約80人増となる。

学生や学校スタッフ数の新たな増加により、消費等の経済波及効果が見込まれる。学校設置の当初段階において設備増強が図られることにより、工事による設備投資が見込まれる。

8 特定事業の名称

(1) ロジスティクスハブ拠点

(2) 総合静脈物流拠点

(3) 国際経済拠点

外国人研究者受入れ促進事業(501～503)

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）

(4)国際・ビジネス人材育成拠点

学校設置会社による学校設置事業(816)

校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業(821(801-1))

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1)ロジスティクスハブ拠点関係

コストの削減、リードタイムの短縮、港湾サービスの向上に関連する事業

・ スーパー中樞港湾

神戸港の特色である既存の連続した大水深のコンテナバースとバース直背後の港湾関連用地を活用した次世代高規格コンテナターミナルを育成するほか、内航海運網の活用、とん税・特別とん税の低減などのコスト削減、港湾物流情報化の推進によるリードタイムの短縮を一体的に行うなど港湾活性化の施策をほぼ内包し、トータルコストの3割削減、リードタイムの1日程度への短縮といったアジアの主要港を凌ぐコスト・サービスを実現することを目指すもので、港の国際競争力の回復を図る。

リードタイムの短縮と港湾サービスの向上に関連する事業

税関法、入管法、検疫法等に基づく輸出入・港湾関連の行政手続きのワンストップサービス・シングルウィンドウ化（全国対応）、また、港湾関連事業者が相互に垣根なく輸出入貨物情報を共有できるソフト（基盤）である港湾物流情報プラットフォームを構築することにより、各企業が貨物の流れを把握できるようにすること、さらに、予約に応じた時間外での検疫体制（全国対応）などにより、リードタイムの短縮と港湾サービスの向上を図る。

コスト削減に関連する事業

神戸港のコンテナ貨物の約8割を扱う神戸港埠頭公社における、バス貸付料の、30%～40%の減額（平成14年1月より）や、増加が見込める中国貨物の更なる増加を目指した中国航路の船舶を対象としたクレーン使用料の減額（平成14年7月より）や、コンテナターミナルから5分以内で高速道路に接続できる港湾幹線道路（ハーバーハイウェイ）・摩耶大橋の整備やこれらを通行する大型車通行料の減額（平成13年11月より）を引き続き実施するとともに、平成15年5月より、港湾関連事業者の多くが利用する施設である「ふ頭用地」と「上屋」の使用料を、それぞれ平均19%と11%減額する。また、神戸港の内航フィーダー網が発達している特色を活かすため、内航フィーダー船の外貿バースへの直付（平成10年3月より）や内航フィーダー貨物に対するクレーン使用料の半額措置（平成10年11月より）を引き続き実施する。さらに、水先法の見直し（全国対応）として、料金のベースとなるきょう導距離等について港湾整備の進捗状況などを踏まえた再検証などを行い、港湾コス

トの削減を図る。

臨海部における企業誘致の促進に関する事業

賃貸・分譲の資格要件の緩和（平成9年4月より）、港湾関連用地の貸付料の軽減（平成9年度より平均30%の軽減、平成14年4月に3回目）、さらには、ポートアイランド（第2期）における事業用定期借地制度及び同傾斜減額制度の導入並びに同制度の減額（平成13年、14年4月より）を行うことにより、臨海部における企業誘致を促進し、貨物の増加を図る。

(2) 総合静脈物流拠点関係

・ エコテック21構想

21世紀の循環型社会を支える環境調和型産業・技術の導入・育成を行うため、臨海部における自動車リサイクルシステムを先導的事業に位置づけ、自動車物流関連のリサイクル企業の集積を図る。

・ 総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）の指定（国土交通省）

リサイクルポートの指定にあわせ、ポートアイランド（第2期）の南東部の埠頭用地を整備するなど、自動車物流関連のリサイクル企業の集積を図る。

(3) 国際経済拠点関係

・ 外国法事務弁護士に関する規制緩和の活用（全国対応）

外国法事務弁護士の日本人弁護士の雇用の禁止、共同事業の禁止要件の緩和（全国対応）の活用により、外国人研究者・ビジネスマンの利便性の向上を図り、外国・外資系企業の集積を促進する。

・ 労働者派遣業務規制に関する派遣期間延長、派遣対象業務拡大の活用（全国対応）

労働者派遣業務に関する規制緩和（全国対応）により、製造業におけるコスト削減・人材の多様化を図り、製造業の集積を図る。

・ 独自施策による外国・外資系企業誘致促進及び経済活性化施策

市のエンタープライズゾーン条例、県の産業集積条例により、外国・外資系企業に対する税の減免やオフィス賃料補助などの優遇策を実施する。

「ジェットロ対日投資・ビジネスサポートセンター神戸」との連携により、外国・外資系企業に対して、一時的貸しオフィスの提供、常駐アドバイザーによる各種コンサルティング、実務経験豊富な人材によるきめ細かい立地支援などのサポートを実施し、外国・外資系企業誘致の促進を図る。

ビジネスライフサポート窓口の設置により、外国・外資系企業の立地後のアフターフォローとして、情報提供や手続援助、企業間のネットワーク形成支援などを行い、外国・外資系企業の定着を図る。

ジェットロ等と連携して、東京での外資系企業誘致セミナーを開催することにより、首都圏の外資系企業の神戸への2次進出を促進する。

兵庫県の「ひょうご・神戸投資サポートセンター」との連携により、外国・外資系企業に対して、ビジネス及び生活面の情報提供、専門家による立地支援、地元企

業とのビジネスマッチングなど、外国・外資系企業の立地を推進する。

神戸国際マルチメディア文化都市構想(KIMECプロジェクト)の推進により、ICT産業の活性化とICT関連企業の集積を図る。

神戸医療産業都市構想により、関西の産学連携のもと、ポートアイランド(第2期)を中心に、高度医療技術の研究・開発拠点を整備し、医療関連産業の集積を図り、市民福祉の向上、神戸経済の活性化、国際社会への貢献を目指す。

上海・長江交易促進プロジェクトにより、目覚ましい発展を遂げる上海・長江経済圏と神戸・阪神経済圏の交易・交流を促進し、ポートアイランド(第2期)の「新たな中国人街」等に、中国地方政府事務所や中国民間企業等の集積を図る。

平成18年2月に開港する神戸空港を、人・物・情報・文化の交流拠点として活用し、産業の集積や雇用の増大を図る。

(4) 国際・ビジネス人材育成拠点関係

中小企業の経営基盤を強化するため、企業経営者・管理者・従業員を対象とした技術情報や経営情報の講演会やセミナー等の実施を促進する。

新産業の育成や新事業創出の促進を図るために、マーケティング・事業化プラン具体化のため、大学教授による個別アドバイスを実施するとともに、若手研究者の発掘及び育成を図り、知恵・知識が集まるブレインセンターとしての機能強化のため、「神戸産業の振興」に関する研究を積極的に支援していく。

産学官技術フォーラムの開催や中小企業の技術高度化を推進する方策のひとつとしての「神戸生産技術研究会」の開催や、新たな事業展開に意欲的な企業経営者と産学官交流に理解のある学識経験者および行政との、知識・情報・技術及び人材の交流促進させるための「神戸産学官交流会」の活動等によって、産学官の一層の交流拡大を図っていく。

「神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター」においてバイオ産業を担う人材育成を進めるとともに、「神戸バイオメディカルエンジニアリング講座」の実施により、バイオ関連の人材育成のためのプログラムを提供していく。

<別紙 1 >

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501、502、503）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

国際みなと経済特区中「国際経済拠点（ポートアイランド、六甲アイランド、三宮、東部新都心）」に立地する、下記の研究施設。

特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構神戸ラボラトリー

財団法人 新産業創造研究機構（NIRO）

芸術工学研究所

特定非営利活動法人 国際情報科学協会研究所

人と防災未来センター

アジア防災センター

地震防災フロンティア研究センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後、直ちに適用開始。

4 特定事業の内容

当該規制の特例措置の適用を受ける者として特定した機関及び施設に関する情報は以下のとおり。

（特定研究機関）特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構

住所：神戸市中央区港島南町 1 - 5 - 2 キメックセンタービル 2F

（特定研究施設）特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構神戸ラボラトリー

住所：神戸市中央区港島南町 1 - 5 - 2 キメックセンタービル 2F

特定研究機関の附属研究施設である中核施設。

研究分野はロボットテクノロジー。

（特定研究機関）財団法人 新産業創造研究機構（NIRO）

住所：神戸市中央区港島南町 1 - 5 - 2 神戸キメックセンタービル 6F

（特定研究施設）財団法人 新産業創造研究機構（NIRO）

住所：神戸市中央区港島南町 1 - 5 - 2 神戸キメックセンタービル 6F

特定研究機関と同一。中核施設。

研究分野は医療、介護福祉、放射光、環境、物流システム等。

（特定研究機関）学校法人 神戸芸術工科大学

住所：神戸市西区学園西町 8 - 1 - 1

- (特定研究施設) 芸術工学研究所
住所：神戸市中央区港島中町 6 - 1 3 - 3
特定研究機関の附属研究施設である中核施設。
研究分野は芸術工学。
- (特定研究機関) 特定非営利活動法人 国際情報科学協会
住所：兵庫県宝塚市逆瀬川 2 - 7 - 3 1
- (特定研究施設) 特定非営利活動法人 国際情報科学協会神戸研究所
住所：神戸市中央区港島 9 - 1 神戸イノベーション・イノベーション (K10) 内
特定研究機関の附属研究施設である中核施設。
研究分野は情報通信、電子技術。
- (特定研究施設) 芸術工学研究所
住所：神戸市中央区港島中町 6 - 1 3 - 3
特定研究機関と代表者が共通で連携関係にある中核施設。
研究分野は芸術工学。
- (特定研究機関) 財団法人阪神・淡路大震災記念協会
住所：神戸市中央区東川崎町 1 - 1 - 3 神戸クリスタルタワー 1 1F
- (特定研究施設) 人と防災未来センター
住所：神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 5 - 2
特定研究機関の附属研究施設である中核施設。
研究分野は防災。
- (特定研究機関) 財団法人 都市防災研究所
住所：東京都港区虎ノ門 1 - 1 7 - 1 第 5 森ビル 2F
- (特定研究施設) アジア防災センター
住所：神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 5 - 2 人と防災未来センター内
(15 年 3 月までは隣接する I H D ビル内)
特定研究機関の附属研究施設である中核施設。
研究分野は防災。
- (特定研究機関) 独立行政法人 防災科学技術研究所
住所：茨城県つくば市天王谷 3 - 1
- (特定研究施設) 地震防災フロンティア研究センター
住所：神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 5 - 2 人と防災未来センター内
(15 年 3 月までは兵庫県三木市内)
特定研究機関の附属研究施設である中核施設。
研究分野は防災。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 客観的事実

- ・ この特区地域においては、ポートアイランド（第2期）地区に、ITなど新技術開発関係の研究施設（新産業創造研究機構、芸術工学研究所、神戸ロボット研究所）が集積し、東部新都心地区に、震災の教訓を生かして防災技術の向上を目指す研究施設（人と防災未来センター、アジア防災センター、地震防災フロンティアセンター）が集積するなど、神戸経済の成長を担う特定分野の研究機関が集積しており、またその研究成果を活用して産業化を図るための企業立地も進んでいる。市、県においても、外国・外資系企業誘致のための税財政支援を含む独自のインセンティブ付与や施設整備（神戸国際ビジネスセンター、ビジネスライフサポート窓口、ひょうご投資サポートセンター等）などの施策により、外国・外資系企業の集積を目指している。
- ・ 外国人研究者がベンチャー企業を起こすにあたって、市では、ベンチャービレッジとしての機能を担っている神戸ファッションマート（六甲アイランド）や、新しい企業を育成している産業振興センター（三宮地区）においてSOHOプラザを開設し、その機能（相談事業、交流事業、情報提供事業、啓発事業、創業準備オフィス運営等）を充実するとともに、民間のオフィスを「チャレンジオフィス」として提供して市内各所にベンチャービレッジを展開するなど、市内へのベンチャー企業の一層の集積を促進し、新しい産業の育成を図っている。こうした支援制度を活用することで、外国人研究者が容易かつ円滑にベンチャー事業を展開することが見込まれる。

(2) 規制の特例の必要性

- ・ 外国人研究者の受入れに係る規制緩和により、外国人研究者・ビジネスマンの増加や外国・外資系企業の集積が促進され、既存産業の高度化、神戸経済の本格復興と活性化が図られる。

(3) 特区区域の範囲の妥当性

- ・ 今回特区申請している「国際経済拠点」は、神戸市「神戸起業ゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（神戸エンタープライズゾーン条例）」及び兵庫県「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」により、外国・外資系企業の誘致にあたって独自の税財政支援などのインセンティブを付与しており、今回の特区による規制の特例とあいまって、相乗的な効果が期待できる地域である。

<別紙 2 >

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

国際みなと経済特区中「国際経済拠点（ポートアイランド、六甲アイランド、三宮、東部新都心）」に立地する、下記の研究施設及び事業所。

特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構神戸ラボラトリー

財団法人 新産業創造研究機構（NIRO）

芸術工学研究所

特定非営利活動法人 国際情報科学協会研究所

人と防災未来センター

アジア防災センター

地震防災フロンティア研究センター

株式会社神戸デジタル・ラボ

キメック株式会社

ニュープレクス株式会社

シーコム株式会社

有限会社ラジトレイディングコーポレーション

プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク

株式会社ムーブ

グローバルメディアプロジェクト株式会社

ファイブレジスター株式会社

株式会社ブロードティーヴィ

株式会社グローバルネットワーク

関西ニュータッチソフトウェア株式会社

華中科学技術えなみ研究所株式会社

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後、直ちに適用開始。

4 特定事業の内容

当該規制の特例措置の適用を受ける者として特定した機関及び施設に関する情報は以下のとおり。

（特定事業の名称）外国人研究者受入れ促進事業、外国人情報処理技術者受入れ促進事業

（特定事業の実施主体）

特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構

住所：神戸市中央区港島南町 1 - 5 - 2 キメックセンタービル 2F

(外国人が活動する施設)

特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構神戸ラボラトリー

住所：神戸市中央区港島南町1-5-2 キメックセンタービル2F

活動内容：外国人研究者受入れ促進事業については研究活動及び研究成果を活用した事業活動。外国人情報処理技術者受入れ促進事業については情報処理活動。
(いずれも当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

(特定事業の名称)外国人研究者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

財団法人 新産業創造研究機構(NIRO)

住所：神戸市中央区港島南町1-5-2 神戸キメックセンタービル6F

(外国人が活動する施設)

財団法人 新産業創造研究機構(NIRO)

住所：神戸市中央区港島南町1-5-2 神戸キメックセンタービル6F

活動内容：研究活動及び研究成果を活用した事業活動。(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

(特定事業の名称)外国人研究者受入れ促進事業、外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

学校法人 神戸芸術工科大学

住所：神戸市西区学園西町8-1-1

(外国人が活動する施設)

芸術工学研究所

住所：神戸市中央区港島中町6-13-3

活動内容：外国人研究者受入れ促進事業については研究活動及び研究成果を活用した事業活動。外国人情報処理技術者受入れ促進事業については情報処理活動。
(いずれも当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

(特定事業の名称)外国人研究者受入れ促進事業、外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

特定非営利活動法人 国際情報科学協会

住所：兵庫県宝塚市逆瀬川2-7-31

(外国人が活動する施設)

・特定非営利活動法人 国際情報科学協会神戸研究所

住所：神戸市中央区港島9-1 神戸インキュベーションオフィス(KI0)内

活動内容：実施主体の附属研究施設における研究。

・芸術工学研究所

住所：神戸市中央区港島中町6-13-3

活動内容：外国人研究者受入れ促進事業については研究活動及び研究成果を活用した事業活動。外国人情報処理技術者受入れ促進事業については情報処理活動。
(いずれも当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

(特定事業の名称) 外国人研究者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

人と防災未来センター

住所：神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 5 - 2

(外国人が活動する施設)

人と防災未来センター

住所：神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 5 - 2

活動内容：研究活動及び研究成果を活用した事業活動。(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

(特定事業の名称) 外国人研究者受入れ促進事業、外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

財団法人 都市防災研究所

住所：東京都港区虎ノ門 1 - 17 - 1 第5森ビル2F

(外国人が活動する施設)

アジア防災センター

住所：神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 5 - 2 人と防災未来センター内

(15年3月までは隣接するIHDビル内)

活動内容：外国人研究者受入れ促進事業については研究活動及び研究成果を活用した事業活動。外国人情報処理技術者受入れ促進事業については情報処理活動。
(いずれも当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

(特定事業の名称) 外国人研究者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

独立行政法人 防災科学技術研究所

住所：茨城県つくば市天王谷 3 - 1

(外国人が活動する施設)

地震防災フロンティア研究センター

住所：神戸市中央区脇浜海岸通 1 - 5 - 2 人と防災未来センター

(15年3月までは兵庫県三木市内)

活動内容：研究活動及び研究成果を活用した事業活動。(当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。)

(特定事業の名称) 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

株式会社神戸デジタル・ラボ

住所：神戸市中央区江戸町9番地 栄光ビル内

(外国人が活動する施設)

株式会社神戸デジタル・ラボ

住所：神戸市中央区江戸町9番地 栄光ビル内

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

(特定事業の名称) 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

キメック株式会社

住所：神戸市中央区港島南町1-5-2 キメックセンタービル内

(外国人が活動する施設)

キメック株式会社

住所：神戸市中央区港島南町1-5-2 キメックセンタービル内

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

(特定事業の名称) 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

ニュープレクス株式会社

住所：神戸市中央区栄町通1-1-24 阪神栄町ビル内

(外国人が活動する施設)

ニュープレクス株式会社

住所：神戸市中央区栄町通1-1-24 阪神栄町ビル内

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

(特定事業の名称) 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

シーコム株式会社

住所：神戸市中央区琴ノ緒町3丁目2番2号 シーコムビル内

(外国人が活動する施設)

シーコム株式会社

住所：神戸市中央区琴ノ緒町3丁目2番2号 シーコムビル内

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

(特定事業の名称) 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

有限会社ラジトレイディングコーポレーション

住所：神戸市中央区二宮町1丁目4番7号 ポストンビル内

(外国人が活動する施設)

有限会社ラジトレイディングコーポレーション

住所：神戸市中央区二宮町1丁目4番7号 ポストンビル内

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

(特定事業の名称) 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク

住所：神戸市東灘区向洋町中1丁目17番地

(外国人が活動する施設)

プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク

住所：神戸市東灘区向洋町中1丁目17番地

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

(特定事業の名称) 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

株式会社ムーブ

住所：神戸市中央区雲井通5丁目3-1

(外国人が活動する施設)

株式会社ムーブ

住所：神戸市中央区雲井通5丁目3-1

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

(特定事業の名称) 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

(特定事業の実施主体)

グローバルメディアプロジェクト株式会社

住所：神戸市中央区雲井通5丁目3-1

(外国人が活動する施設)

グローバルメディアプロジェクト株式会社

住所：神戸市中央区雲井通5丁目3-1

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

（特定事業の名称）外国人情報処理技術者受入れ促進事業

（特定事業の実施主体）

ファイブデジスター株式会社

住所：神戸市中央区雲井通5丁目3-1

（外国人が活動する施設）

ファイブデジスター株式会社

住所：神戸市中央区雲井通5丁目3-1

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

（特定事業の名称）外国人情報処理技術者受入れ促進事業

（特定事業の実施主体）

株式会社ブロードティーヴィ

住所：神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 神戸ファッションマートビル8F

（外国人が活動する施設）

株式会社ブロードティーヴィ

住所：神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 神戸ファッションマートビル8F

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

（特定事業の名称）外国人情報処理技術者受入れ促進事業

（特定事業の実施主体）

株式会社グローバルネットワーク

住所：神戸市中央区雲井通3丁目2-2

（外国人が活動する施設）

株式会社グローバルネットワーク

住所：神戸市中央区雲井通3丁目2-2

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

（特定事業の名称）外国人情報処理技術者受入れ促進事業

（特定事業の実施主体）

関西ニュータッチソフトウェア株式会社

住所：神戸市中央区八幡通3丁目2-5

（外国人が活動する施設）

関西ニュータッチソフトウェア株式会社

住所：神戸市中央区八幡通3丁目2-5

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

（特定事業の名称）外国人情報処理技術者受入れ促進事業

（特定事業の実施主体）

華中科学技術えなみ研究所株式会社

住所：神戸市中央区江戸町93番地

（外国人が活動する施設）

華中科学技術えなみ研究所株式会社

住所：神戸市中央区江戸町93番地

活動内容：情報処理活動（当該外国人の扶養を受ける配偶者又は子としての活動を含む。）

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 客観的事実

- ・ この特区地域においては、ポートアイランド（第2期）地区に、ITなど新技術開発関係の研究施設（新産業創造研究機構、芸術工学研究所、神戸ロボット研究所）が集積し、東部新都心地区に、震災の教訓を生かして防災技術の向上を目指す研究施設（人と防災未来センター、アジア防災センター、地震防災フロンティアセンター）が集積するなど、神戸経済の成長を担う特定分野の研究機関が集積しており、またその研究成果を活用して産業化を図るための企業立地も進んでいる。
- ・ また本市では、市民生活の質の向上や既存産業の高度化と新しい産業の集積を図るために、平成6年6月に、神戸市のIT戦略として「神戸国際マルチメディア文化都市（KI MEC）構想」を発表し、この構想に基づいて、IT産業の集積や産学官の連携による市内産業の情報化等が進められている。
- ・ 市、県においても、外国・外資系企業誘致のための税財政支援を含む独自のインセンティブ付与や施設整備（神戸国際ビジネスセンター、ビジネスライフサポート窓口、ひょうご投資サポートセンター等）などの施策により、外国・外資系企業の集積を目指している。
- ・ 他の特定事業（「外国人研究者受け入れ促進事業（501～503）」、「外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）」）と併せて実施されるものであり、ここに掲げた研究施設等においては外国人が業務に従事し、あるいは将来において予定されている。

(2) 規制の特例の必要性

- ・ 外国人研究者・ビジネスマンの増加や、外国・外資系企業の誘致促進による神戸経済の本格復興と活性化という「国際みなと経済特区」の目的を達成するためには、他の特

定事業とあわせて、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）」を活用することで、大きな効果が期待できる。

(3) 特区区域の範囲の妥当性

- ・ 今回特区申請している「国際経済拠点」は、神戸市「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例」及び兵庫県「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」により、外国・外資系企業の誘致にあたって独自の税財政支援などのインセンティブを付与しており、今回の特区による規制の特例とあいまって、相乗的な効果が期待できる地域である。

<別紙 3 >

1 特定事業の名称

外国人情報処理技術者受入れ促進事業（507）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

国際みなと経済特区中「国際経済拠点（ポートアイランド、六甲アイランド、三宮、東部新都心）」に立地する、下記の事業所。

特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構

芸術工学研究所

特定非営利活動法人 国際情報科学協会

アジア防災センター

株式会社神戸デジタル・ラボ

キメック株式会社

ニュープレクス株式会社

シーコム株式会社

有限会社ラジトレイディングコーポレーション

プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク

株式会社ムーブ

グローバルメディアプロジェクト株式会社

ファイブレジスター株式会社

株式会社ブロードティーヴィ

株式会社グローバルネットワーク

関西ニュータッチソフトウェア株式会社

華中科学技術えなみ研究所株式会社

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後、直ちに適用開始。

4 特定事業の内容

当該規制の特例措置の適用を受ける者として特定した事業所に関する情報は以下のとおり。

（名称）特定非営利活動法人 国際レスキューシステム研究機構

（所在地）神戸市中央区港島南町1-5-2 キメックセンタービル内

（事業内容）平成14年6月設立。神戸市が進める神戸RT（ロボットテクノロジー）構想の中核機関として、新産業創造研究機構（NIRO）と連携し、ロボット開発による産業クラスターの形成と地元中小企業やものづくり技術の高度化をはかり、地域経済の活性化や、ロボットを活用した豊かで安心・安全な市民生活の実現

を目指すことを目的としている。研究内容は、災害時におけるレスキューロボットの開発研究等。

(名称) 芸術工学研究所

(所在地) 神戸市中央区港島中町6-13-3

(事業内容) 平成11年10月設立。神戸芸術工科大学の付置研究所として、芸術工学及びその応用に関する事項を研究し、学術、社会の発展に寄与することを目的とした産学官との交流活動や、本学教員の研究活動を活性化して受託研究、共同研究、新産業の創業支援などを行う。

(名称) 特定非営利活動法人 国際情報科学協会神戸研究所

(所在地) 神戸市中央区港島9-1 神戸インキュベーションオフィス(KI0)内

(事業内容) 平成11年8月設立。大学等の研究成果に基づいて新産業の創出を支援する。「HATS DSL 試験センター(総務省からの受託事業)」を管理運営してxDSLに関する研究開発、普及活動を行うなど、情報工学に関する研究を実施している。

(名称) アジア防災センター

(所在地) 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター内

(事業内容) 平成14年4月に設立。阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献するための施設。展示機能や広域支援機能とともに、調査研究機能として、今後の災害発生時の応急対応、復旧・復興に活かせる実践的な対策やシステムについて、実践面を重視した総合的な調査研究を行い、国内外の災害対策の推進、および被害の軽減に役立てる。

(名称) 株式会社神戸デジタル・ラボ

(所在地) 神戸市中央区江戸町93番地 栄光ビル内

(事業内容) 平成7年10月設立。テクニカル・サービス事業(客先常駐によるコンピュータ・システム開発)、システム・インテグレーション事業(一括請負によるコンピュータ・システム開発)、インターネット・ソリューション事業(Webサイト総合プロデュース)等を実施している。

(名称) キメック株式会社

(所在地) 神戸市中央区港島南町1-5-2 キメックセンタービル内

(事業内容) 平成9年2月設立。企業IT化支援事業、デジタル映像コンテンツの企画制作、神戸市域イントラネット、ケーブルインターネット、ソリューションサービス等を実施している。

(名称) ニュープレクス株式会社

(所在地) 神戸市中央区栄町通1-1-24 阪神栄町ビル内

(事業内容) 平成14年10月設立。光ファイバーを活用して物の疲労度のモニタリング等を実施している。

(名称) シーコム株式会社

(所在地) 神戸市中央区琴ノ緒町3丁目2番22号 シーコムビル内

(事業内容) 昭和59年7月設立。インド人IT技術者を活用し、ITインフラの開発・

整備やソリューションサービス等を行っている。

(名 称) 有限会社ラジトレディングコーポレーション

(所在地) 神戸市中央区二宮町1丁目4番7号 ポストンビル内

(事業内容) 昭和57年8月設立。総合商社事業の他、IT関連事業としてインドのシステム開発企業と連携し、ソリューションサービス等を実施している。

(名 称) プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク

(所在地) 神戸市東灘区向洋町中1丁目17番地

(事業内容) 昭和58年9月設立。平成5年年神戸移転。日本における洗濯洗淨関連製品・紙製品・医薬部外品・化粧品・食品などの研究開発、販売、輸出入等を中心に、IT関連のプロジェクト等も行っている。

(名 称) 株式会社ムーブ

(所在地) 神戸市中央区雲井通5丁目3-1

(事業内容) 昭和62年7月設立。商用インターネットサービス事業、ホームページ作成、ホスティング等を行っている。

(名 称) グローバルメディアプロジェクト株式会社

(所在地) 神戸市中央区雲井通5丁目3-1

(事業内容) 平成14年3月設立。神戸でのポータルサイト構築や、ひょうご県域情報基盤整備事業(HINTプロジェクト)等を実施している。

(名 称) ファイブデジスター株式会社

(所在地) 神戸市中央区雲井通5丁目3-1

(事業内容) 平成14年7月にデジタルブック有限会社として発足。平成16年11月に当該会社が吸収合併。電子メディア、電子書籍等のサービスを提供している。

(名 称) 株式会社ブロードティーヴィ

(所在地) 神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地

(事業内容) 平成13年3月設立。ブロードバンドを活用した放送局、TV電話、TV会議、e-ラーニング等を実施している。

(名 称) 株式会社グローバルネットワーク

(所在地) 神戸市中央区雲井通3丁目2-2

(事業内容) 日中ビジネスのトータルサポートとして、IT業務(ホームページの作成・翻訳、企業内業務システムの構築、ソフト受託)や販売サポート業務(会社案内やデジタルカタログの制作)、コンサルティング業務等を行っている。

(名 称) 関西ニュータッチソフトウェア株式会社

(所在地) 神戸市中央区八幡通3丁目2-5

(事業内容) 平成14年9月に日本ニュータッチソフトウェア株式会社として発足。平成17年9月に現社名に変更。中国向けソフトウェア開発のシステムジョイント、中国向けソフトウェア発注営業窓口、中国システム開発コンサルティング、システム開発(システム設計、各種システム支援等)を行っている。

(名 称) 華中科学技術えなみ研究所株式会社

(所在地) 神戸市中央区江戸町 93 番地

(事業内容) 各種制御システム・ソフトウェアの開発・設計・試験・現地調整や、製造業関連 CAD / CAPP / BOM / PDM / CRM の独自開発・設計・試験・現地調整を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 客観的事実

- ・ 本市では、市民生活の質の向上や既存産業の高度化と新しい産業の集積を図るために、平成 6 年 6 月に、神戸市の IT 戦略として「神戸国際マルチメディア文化都市 (KIMEC) 構想」を発表した。
- ・ その後、インターネットの急速な普及など、IT 革命の進展により市民生活を取りまく情報環境が大きく変化しているなか、平成 11 年 3 月にこの構想を具体化するため「神戸国際マルチメディア文化都市構想」基本計画 (KIMEC 基本計画) を策定し、情報通信技術の進展動向にも留意しつつ、この基本計画に沿って IT を活用した市民サービスの向上や産業の振興、行政の効率化などに取り組んでいる。
- ・ 他方、神戸市、兵庫県は、この特区地域において外国・外資系企業誘致のための税財政支援を含む独自のインセンティブ付与や施設整備 (神戸国際ビジネスセンター、ビジネスライフサポート窓口、ひょうご投資サポートセンター等) などの施策により、外国・外資系企業の集積を目指している。IT 分野のベンチャー企業を起こすにあたっては、市では、ベンチャービレッジとしての機能を担っている神戸ファッションマート (六甲アイランド) や、新しい企業を育成している産業振興センター (三宮地区) において SOHO プラザを開設し、その機能 (相談事業、交流事業、情報提供事業、啓発事業、創業準備オフィス運営等) を充実するとともに、民間のオフィスビルを「チャレンジオフィス」として提供して市内各所にベンチャービレッジを展開するなど、市内へのベンチャー企業の一層の集積を促進し、新しい産業の育成を図っている。

(2) 規制の特例の必要性

(1号基準への適合性)

- ・ 上述のように、神戸市では IT 企業の誘致、育成も積極的に進めており、IT 産業の集積が進んでいる。主な公的施設に入居する IT 企業数は 133 社、SOHO プラザ事業における IT 分野の登録者数は 300 人に達する。(平成 15 年 2 月 1 日現在)
- ・ IT 分野における産学連携も進んでいる。KIMEC 構想を推進するに当たっては、神戸大学、神戸芸術工科大学 (芸術工学研究所) 等と連携しつつ進めている。また「神戸マルチメディアインターネット協議会 (K-MIC)」には、40 を超える企業の他に、10 の大学等研究機関 (神戸市外国語大学、甲南大学、神戸市立工業高等専門学校等) が加入しており、産学間の連携・交流の場となっている。また、企業や研究機関など諸機関がマルチメディアによる新しい産業活動の形態と新しい事業を生み出し、その事業がビジネスとして地域経済の発展等に資することを目的として、財団法人阪神・淡

路産業復興推進機構（HERO）が事務局となって平成10年度に「阪神・淡路マルチメディア産業交流会」が結成され、100社を超える企業と、神戸大学、神戸商科大学等の研究機関、その他近畿経済産業局や地元自治体等が加入して、実践的な産学官の連携を行っている。たとえば、同財団（HERO）が平成12年度から実施している「産業デザイン発掘実践プログラム」には、15校の教育機関と30社の企業が連携して、企業が出したコンセプトに基づいて学生がWebコンテンツをデザインするなどの実践的な試みを行い、成果を挙げている。

- ・ このように、本特区内には情報処理産業に属する事業所を行う相当数の事業所及び大学等の研究機関が存在し、相互の連携による情報処理産業の発展が相当程度見込まれる。

（2号基準への適合性）

- ・ 添付資料4に記載したヒアリング結果によると、多くのIT関連の事業所及び研究機関において、外国人情報処理技術者の受入れを既に経験し、あるいは今後実施することを具体的に検討している。外国の高度な技術を活用するという点でも、また国際的なビジネス展開という点からも、外国人情報処理技術者の受入れに係る規制緩和により、IT分野の企業（特に外国・外資系企業）の誘致が促進され、KIMEC構想に代表される本市の情報化推進施策がいっそう加速される。それにより、外国人技術者、研究者、ビジネスマンの増加や外国・外資系企業の集積が促進され、既存産業の高度化、神戸経済の本格復興と活性化が図られる。
- ・ 本特例の適用を受ける外国人情報処理技術者にとっても、最長5年間という長期間の在留が保証されることで、安定した環境でIT技術開発等に取り組むことができ、各事業所においても長い期間が必要な大規模な事業について外国人情報処理技術者本人の高度な技術を活用することが容易になる。こうした外国人本人及び事業所が享受しうる規制の特例措置の恩恵によって、特区内における情報処理産業の発展が見込まれる。

（3） 特区区域の範囲の妥当性

- ・ 今回特区申請している「国際経済拠点」は、平成15年4月に認定を受けた「国際みなと経済特区」において、「外国人研究者受入れ促進事業（501～503）」及び「入国・在留諸申請優先処理事業（504）」の適用を受けるとともに、地元の独自施策としても、神戸市「神戸起業ゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（神戸エンタープライズゾーン条例）」及び兵庫県「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」により、外国・外資系企業の誘致にあたって独自の税財政支援などのインセンティブを付与している。
- ・ 以上の点から、今回の特区による規制の特例とあいまって、相乗的な効果が期待できる地域であると言える。

<別紙 4 >

1 特定事業の名称

学校設置会社による学校設置事業（ 8 1 6 ）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所 東京都港区愛宕 2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区地域認定後、直ちに適用開始。

4 特定事業の内容

< 事業関与主体 >

株式会社東京リーガルマインド

< 事業が行われる区域 >

神戸市中央区三宮町 1 - 1 - 2

< 事業の開始時期 >

平成 1 7 年 4 月 ~

< 事業により実現される行為 >

株式会社東京リーガルマインドが大学の設置主体となることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

経済活動のグローバル化と情報化の進展等に対応して、ビジネス面において幅広い知識と教養を兼ね備えた、即戦力となる人材の輩出が近年企業から強く求められている。本市としては、このような人材育成が神戸経済発展のため重要な課題であると考えており、そのために柔軟で特色あるカリキュラムに基づき、企業ニーズに合った人材育成が図れる株式会社立大学の立地を進めていく。一方、株式会社東京リーガルマインドは、神戸市内において法曹、会計などの分野において長年高度な職業専門教育を行ってきた。今後、同社を大学設置主体として認め、これまでの実績や株式会社の特性を活かした柔軟で特色あるカリキュラムに基づいた大学教育を実施することにより、高度な専門能力だけでなく、幅広い知識と教養を兼ね備えた、即戦力となる人材が育成され、同社がこれまで以上に地域のニーズに応えていくことが期待される。

また、同社はこれまで法人税等を納めながら、国等の補助金等を受けずに実施してきた

実績があり、特に経営基盤には問題は見られない。

一方、セーフティネット（破綻時等における安全対策）に関しては、経営支障が予見できる段階での学生募集停止をおこなう。神戸キャンパスに通学することを前提に在籍することが登録されている学生を対象に、近隣大学等への転入学の受け入れ協力要請をする他、今後、学生がメディア授業を受講する形態としての通信制を採用する場合にあっても、事前に神戸市と内容等について協議をおこなうとともに、在宅による授業をおこなわない等の内容を盛り込んだ協定書を本市との間で締結している。従って、本市としても問題なく学校運営を実施できると判断でき、規制の特例措置の必要性および適合性を認める。

なお、本市としても、同社が大学を設置するにあたっては経営状況等の把握に努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合に備え、学生の適切な修学を維持できるよう、本市内部の担当を予め決めておき、近隣所在の大学等への転入学に関する情報収集、協力要請に努める。また、万一、そうした事態が生じた場合には、専門の相談窓口を設け、同社との連携により、学生から他校への転入学に関する希望を聴取し、転入学可能な学校に関する情報収集、紹介を行うこととする。

<別紙 5 >

1 特定事業の名称

校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（821(801-1)）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所 東京都港区愛宕 2 - 5 - 1

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区地域認定後、直ちに適用開始。

4 特定事業の内容

<事業関与主体>

株式会社東京リーガルマインド

<事業が行われる区域>

神戸市中央区三宮町 1 - 1 - 2

<事業の開始時期>

平成 17 年 4 月 ~

<事業により実現される行為>

株式会社東京リーガルマインドが、校地・校舎を自己所有せずに大学設置することを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 教育上の特段のニーズについて

経済活動のグローバル化と情報化の進展等に合わせ、幅広い教養と高い実践能力を有する人材輩出が企業から強く叫ばれている中、そのような企業ニーズを的確に捉え、企業活動とも連携しながら、これからの神戸経済を担う有能な人材の育成をおこなう大学の立地を進めることが大変重要な課題となっている。

このような状況に対応するため、本市では企業の人材育成ニーズが高い当該地域に大学を立地させることによって、一般学生に企業ニーズにあった教育の場を提供するだけでなく、周辺の就業者に対しても勤務時間後でも通える専門教育の機会を提供し、地域の活性化へとつなげることができる。また、大学と民間企業等との間にセミナー、共同研究等、交流が生じることが期待できるほか、地域企業への労働力供給、学生に対する実

務実習の場の提供を誘導することにもつながる。

以上より、同地域には教育上の特段のニーズがあると認められる。

(2) 校地・校舎を自己所有することが困難な理由について

当該地域は神戸の中心業務地という特性を有し、地価も高く、適当な規模の校地を得るのが非常に困難な地域である。

一方、一般的に株式会社は、学校法人と異なり、国等より補助金等を受け取っていないうえに、法人税・地方税・固定資産税を納入しながら、一定の利潤を得るために最低限のコストで最大限の顧客満足を与えるよう活動するものである。

従って、株式会社としての同社にとって、校地・校舎を自ら所有して事業を行うことは、経営的にも過大なリスクを背負うこととなり、むしろ、学生にとって教授陣や教育内容の充実を図る方が有益となるものと考えられる。

以上により、本計画を実施するにあたって、同社に自己所有の校地・校舎の取得を求めることは適切ではないものとする。

なお、長期にわたり同社が学校運営をおこなう中で、ビル賃貸人との間で特に問題は発生していないことから、今回神戸キャンパスが位置する建物に関しても、大学が設置された後も安定的にその運営がおこなわれるものとする。

<別紙 6 >

1. 特定事業の名称

地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業（512）

2. 当該規制の特例措置を受けようとする者

当該特区の国際経済拠点地区において「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当し、かつ当該地区内で支店等を開設又は勤務しようとする外国人

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後、直ちに適用開始。

4. 特定事業の主体

(1) 当該特区の国際経済拠点地区において「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に該当し、かつ当該地区内で支店等を開設又は勤務しようとする外国人

(2) 事業が行われる区域

当該特区の国際経済拠点（ポートアイランド、六甲アイランド、三宮、東部新都心）区域

(3) 事業の開始時期

特区計画の認定日から

(4) 事業により実現される行為

事業の迅速な立ち上げと初期費用の低減が可能となり、ICT企業等新規成長産業分野の外国企業の立地や地元産業の高度化、活性化を促進できる。

(5) 特定した施設の提供主体に関する情報

名称：三宮ベンチャービル

所在地：〒650-0083 神戸市中央区浜辺通4丁目1-23

所有者：(株)カワサキライフコーポレーション他（部屋毎の内訳は、下記のとおり。）

当該施設のうち特例措置を受けようとする部分：

108 所有者：有限会社 神栄観光

206 所有者：有限会社 樽喜商店

223 所有者：太陽観光株式会社

311 所有者：ナカタ実業株式会社

407 所有者：ナカタ実業株式会社

408 所有者：ナカタ実業株式会社

- 4 1 2 所有者：浜川啓子
- 5 0 1 所有者：中西正明
- 5 0 7 所有者：有限会社 樽喜商店
- 5 1 2 所有者：三京住宅株式会社
- 5 2 0 所有者：ナカタ実業株式会社
- 6 1 5 所有者：有限会社 樽喜商店
- 6 1 6 所有者：三京住宅株式会社
- 6 1 7 所有者：株式会社 住吉
- 6 2 5 所有者：株式会社 カワサキライフコーポレーション
- 7 0 3 所有者：株式会社 カワサキライフコーポレーション
- 7 1 1 所有者：村田小夜子
- 9 1 1 所有者：三京住宅株式会社
- 9 2 6 所有者：中西正明

対象者：神戸市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」及び兵庫県の「産業労働部補助金交付要綱」により、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に定める国際経済交流事業に該当する外国企業
 当該施設は、「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」に基づき、オフィス賃料補助の交付決定を受けた外国企業が入居可能な施設であるが、特例措置を受けようとする上記の部分について指定する。

「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」 別添資料のとおり

名称：I P S X S O U T H

所在地：〒650-0085 神戸市中央区八幡通 1 丁目 1-14

所有者：門屋合資会社

当該施設のうち特例措置を受けようとする部分：

6 0 3 , 6 0 4 , 7 0 4 , 9 0 1

対象者：神戸市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」及び兵庫県の「産業労働部補助金交付要綱」により、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に定める国際経済交流事業に該当する外国企業
 当該施設は、「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」に基づき、オフィス賃料補助の交付決定を受けた外国企業が入居可能な施設であるが、特例措置を受けようとする上記の部分について指定する。

「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」 別添資料のとおり

名称：I P S X E A S T

所在地：〒650-0086 神戸市中央区磯上通 4 丁目 3-10

所有者：門屋合資会社

当該施設のうち特例措置を受けようとする部分：

601

対象者：神戸市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」及び兵庫県「産業労働部補助金交付要綱」により、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に定める国際経済交流事業に該当する外国企業
当該施設は、「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」に基づき、オフィス賃料補助の交付決定を受けた外国企業が入居可能な施設であるが、特例措置を受けようとする上記の部分について指定する。

「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」 別添資料のとおり

名称：建洋ビル

所在地：〒650-0024 神戸市中央区海岸通5丁目2-2

所有者：(有)建隆プロパティ

当該施設のうち特例措置を受けようとする部分：

101, 207

対象者：神戸市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」及び兵庫県の「産業労働部補助金交付要綱」により、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」に定める国際経済交流事業に該当する外国企業
当該施設は、「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」に基づき、オフィス賃料補助の交付決定を受けた外国企業が入居可能な施設であるが、特例措置を受けようとする上記の部分について指定する。

「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」 別添資料のとおり

外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国・外資系企業が神戸国際経済拠点地区に進出する際のオフィス賃料補助を行うことにより、高度な技術力や優れた経営手法を有する外国・外資系企業の集積を促進し、もって神戸経済の本格的な復興及び雇用の創出を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 市長は、兵庫県が制定した産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「県条例」という。）に規定する国際経済交流事業を行う次の各号に掲げる企業等（以下「補助事業者」という。）が神戸国際経済拠点地区内のオフィスビル等に進出する際、予算の範囲内において賃料の一部を補助することができる。

- (1) 外国企業（外国の法令に基づいて設立された法人をいう。以下同じ。）、外資系企業（我が国の法令に基づいて設立された法人であって、外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるものをいう。以下同じ。）及びそれに準じる企業（外資系企業により、その発行済株式の総数を保有される企業又は全額出資される企業）
- (2) 外国の商工会議所等、外国・外資系企業等の神戸国際経済拠点地区への誘致に寄与する外国の経済団体であって、新たに立地する団体

(補助対象経費)

第3条 補助金を充てることができる経費は、補助事業者が支払うオフィス賃料とする。ただし、既に神戸市又は兵庫県からオフィス賃料補助を受けたことのある企業等を除く。

(補助金額等)

第4条 補助率は、賃料の4分の1以内とし、1補助事業者あたり750円/㎡・月、100万円/年を限度に3年間補助する。

(補助申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ県条例による国際経済交流事業の確認を受けなければならない。

- 2 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に賃貸借契約書の写し及び国際経済交流事業を行う者であることを証する書類を添えて、賃貸借契約後2週間以内に市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の補助申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請にかかる補助金を交付すべきと認めるときは、補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要がある

ときは、条件を付するものとする。

3 市長は、交付決定内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条第3項の交付決定の通知を受けたときは、4月から9月までの事業分（以下「上期事業」という。）及び10月から3月までの事業分（以下「下期事業」という。）については各々の事業期間終了後2週間以内に、補助金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の請求があったときは、その内容を確認のうえ、補助事業者に補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付は、上期事業については10月末に、下期事業については4月末に補助事業者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（補助申請の取り下げ）

第9条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から2週間以内は、補助申請の取り下げを行うことができる。

2 前項の取り下げがあったときは、当該申請にかかる交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、第1号に掲げる変更を行うとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、第2号に掲げる中止又は廃止を行う場合は、補助事業中止・廃止承認申請書（様式第5号）を、当該変更、中止又は廃止があった日から2週間以内に市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く）

(2) 補助事業の中止又は廃止

2 市長は、前項の申請に対し申請事項を承認すべきと認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第6号）又は補助事業中止・廃止承認通知書（様式第7号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第11条 補助事業者は、第6条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第8号）を当該内容の変更があった日から2週間以内に市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第6条の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第9号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第12条 補助事業者は、各事業年度の補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第10号）を、その完了の日（第10条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日）から起算して2週間以内に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じ現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第 11 号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が交付決定額(第 11 条第 2 項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された額をいう。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が以下の各号の一に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為により、交付決定を受けたとき。
- (2) その他、この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の取り消しを決定した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、交付対象者にその返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第 16 条 交付対象者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を合わせて神戸市に納付しなければならない。

2 交付対象者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を神戸市に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 17 条 交付対象者は、補助事業にかかる支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで適用する。ただし、第 7 条から第 17 条までの規定にあつては、平成 20 年 4 月 1 日以後もなおその効力を有するものとする。

5. 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に該当することを判断した根拠

- (1) 外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業の発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。
- ・ 今回特例措置の適用を申請している区域である「国際経済拠点」は、平成15年4月に認定を受けた「国際みなと経済特区」において、「外国人研究者受入れ促進事業(501～503)」及び「入国・在留諸申請優先処理事業(504)」の適用を受けるとともに、地元の独自施策としても、本市の「神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例」及び兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」により、外国・外資系企業の誘致にあたって独自の税財政支援などのインセンティブを付与している。
 - ・ また、「国際経済拠点」内のポートアイランド第2期には、本市の外郭団体である(財)神戸市都市整備公社が、主に外国・外資系企業に対して、WAM(Warehouse:倉庫、Assembly:組立 Manufacturing:製造)スペース、研究・開発用のラボスペースとオフィスを一棟のビルに配置し、研究・開発や製造、営業、流通、事務管理など、多様な業務を集約することが可能な「神戸国際ビジネスセンター(KIBC)」を整備し、低廉なオフィス賃料で提供しており、26社(平成17年10月現在)の外国・外資系企業が入居している。
 - ・ 他にも、国際経済拠点内には、ポートアイランド2期に「神戸キメックセンタービル」や「神戸インキュベーションオフィス」、六甲アイランドに「神戸ファッションマート」、そして市街地に「神戸商工貿易センタービル」などの、本市の外郭団体が運営する公的テナントビルが整備され、これらが外国・外資系企業の受け皿としての機能も担っている。
 - ・ 一方、特に「医療・健康・福祉」「情報・通信」など新規成長分野の事業を行うため、国際経済拠点のテナントビルへ事業拠点を設けようとする外国・外資系企業に対しては、兵庫県と協調してオフィス賃料を補助する優遇制度を設けている。
(賃料の1/2、限度額：月1,500円/m²、年間200万円、3年間 1)
1：うち、外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱に基づき、神戸市が賃料の1/4、限度額：月750円/m²、年間100万円、3年間。
うち、産業労働部補助金要綱に基づき、兵庫県が賃料の1/4、限度額：月750円/m²、年間100万円、3年間を、外国企業に対してそれぞれ補助する。
 - ・ この、オフィス賃料補助は、公的テナントオフィスだけでなく、民間テナントオフィスにも適用されるが、兵庫県の「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」の適用を受けるとともに、本市としても補助要綱による書面審査を受けること

としている。(補助実績 25社:平成17年11月現在)

- ・ つまり、民間事業者が運営するテナントオフィスについても、オフィス賃料補助を受けて外国・外資系企業が入居しようとする場合には、兵庫県とともに本市が厳正な審査を行い助成対象として認定しており、神戸市が助成の対象施設として指定しうる施設と考えている。
- ・ 一方、テナントオフィスを管理する民間事業者は、オフィス賃料補助を受けて入居しようとする外国・外資系企業がある場合に、兵庫県とともに本市が厳正な審査を行うため、公的信用力を担保として、入居しようとする企業とスムーズに賃貸借契約を結ぶことができるメリットがある。
- ・ このように、本市は、指定された外郭団体が経営する公的テナントオフィスが整備され、そしてオフィス賃料補助制度により、本市が関与し指定することになる民間テナントオフィスも加わり、この特例措置が必要とする外国・外資系企業が事業を行う拠点となる、事業所の確保を支援することができる条件を満たしている。

[要件]

- ・ 賃貸借が可能である施設が存在していること(ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。)

名称：三宮ベンチャービル

当該施設三宮ベンチャービルはオフィスを 92 室を備えているが、そのうち現在 19 室が空室となっているため賃貸借が可能である施設として同室を指定する。

名称：I P S X S O U T H

当該施設 I P S X S O U T H はオフィスを 28 室を備えているが、そのうち現在 4 室が空室となっているため賃貸借が可能である施設として同室を指定する。

名称：I P S X E A S T

当該施設 I P S X E A S T はオフィスを 35 室を備えているが、そのうち現在 1 室が空室となっているため、賃貸借が可能である施設として同室を指定する。

名称：建洋ビル

当該施設建洋ビルはオフィスを 8 室を備えているが、そのうち現在 2 室が空室となっているため、賃貸借が可能である施設として同室を指定する。

- ・ 地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。

神戸市は、下記のオフィス賃料補助対象施設を当該事業拠点として指定しており、その際、所有者からは、誓約書を別添のとおり提出させている。

外国法人からの誓約書については、「規制の特例措置を受ける主体の特定状況」を添付して省略する。

名称：三宮ベンチャービル
名称：I P S X S O U T H
名称：I P S X E A S T
名称：建洋ビル

- ・本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。

当該外国企業が、オフィス賃料補助の交付申請書を提出する際、「オフィス賃貸借契約書」の写しを添付書類として提出させているので、交付を決定次第、当該「オフィス賃貸借契約書」の写しを、本市から速やかに入国管理局から指定された官署に提出する。

なお、施設を使用することができなくなった場合における措置については、下記の賃貸ビルのいずれかを斡旋できるようにビル所有者の内諾を得ている。

賃貸ビル1：神戸商工貿易センタービル
賃貸ビル2：神戸キメックセンタービル
賃貸ビル3：神戸ファッションマート
賃貸ビル4：神戸インキュベーションオフィス
賃貸ビル5：神戸国際ビジネスセンター

- ・本邦に入国後、3ヶ月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。

当該外国企業は、事業開始前にオフィス賃料補助の交付申請手続きを行うので、その際を含め適宜状況を調査のうえ、指定された期日までに入国管理局から指定された官署に報告書を提出する。

- ・当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。

当該外国企業が、所定期間内に事業を開始しない場合には、その状況を調査のうえ、入国管理局から指定された官署にその旨の報告書を提出するとともに、入国管理局と連携のうえ、当該外国企業に対し、帰国等を含め必要な情報の提供を行う。また、

オフィス賃貸借契約書の解約手続きなど事務手続き面でのサポート等を行う。

(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積すると見込まれること。

- ・ 本市では、日本にはない高度な技術や優れた経営ノウハウを持つ、外国・外資系企業を誘致することにより、神戸の既存産業の高度化及び活性化、新産業の誘致・育成を目指している。

[外国人に住みやすい生活環境]

- ・ 神戸は豊かな自然環境に囲まれ、また古くから港湾都市として発展してきた歴史をもつ多様な文化が融合する国際都市として、現在121カ国・約45,000人の外国人が住んでいる。(平成17年10月現在)
- ・ そのため、高規格の外国人向け住宅や、英語での対応が可能な病院が多数存在し、市内には9つの外国人学校があるなど、外国人の子女の教育環境面でも非常に高い評価を得ている。
- ・ 加えて、神戸国際コミュニティセンターをはじめとする国際交流施設が充実し、在住外国人のコミュニティ組織や外国人を支援するボランティア団体も多く、地域との交流・連携も活発である。

[先進的なプロジェクト]

- ・ 震災からの創造的復興を目指して、先進的なプロジェクトである、「神戸医療産業都市構想」及び「上海・長江交易促進プロジェクト」を推進している。

<神戸医療産業都市構想>

21世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図るため、ポートアイランド第2期を中心に「先端医療センター」「理化学研究所神戸研究所」等の中核施設を整備するとともに、国内外の医療関連企業の集積と起業化の促進等を図るプロジェクトで、次世代の医療システムの構築を通して、既存産業の高度化と雇用の確保による神戸経済の活性化、医療サービス水準の向上による市民福祉の向上、さらにはアジア諸国の医療技術向上などによる国際社会への貢献を目指している。
(ポートアイランド第2期への医療産業関連企業の集積 81社 内外国・外資系企業 13社 平成17年11月現在)

<上海・長江交易促進プロジェクト>

成長著しい上海・長江流域経済圏と神戸・阪神経済圏の交易・交流を促進することにより、経済再生の一つの突破口を開こうとするプロジェクトで、現在はポートアイランド第2期に、日中ビジネスを積極的に展開しようとする国内外の企業が集積するまち「新たな中国人街」の形成を推進している。

(日中ビジネス関連企業の集積 39社 平成17年11月現在)

[充実した優遇措置・サポート体制]

本市のエンタープライズゾーン条例、兵庫県の産業集積条例により、外国・外資系企業に対して、税の減免やオフィス賃料補助などの優遇策を提供している。

(オフィス賃料補助実績 25社 平成17年11月末)

ジェットロ対日投資・ビジネスサポートセンター神戸(IBC神戸)では、神戸への対日投資の拠点として、外国・外資系企業に対して、一時的貸しオフィスの提供、常駐アドバイザーによる各種コンサルティング、実務経験豊富な人材によるきめ細かい立地支援などのサポートを実施している。

(進出支援実績 4社 平成16年度)

ひょうご・神戸投資サポートセンターでは、外国・外資系企業に対して、ビジネス及び生活面の情報提供、専門家による立地支援、地元企業とのビジネスマッチングなど、兵庫県と連携して外国・外資系企業の立地の推進している。

(進出支援実績 73社(平成11年度~平成17年度末まで))

- ・ このような、「外国人に住みやすい生活環境」「先進的なプロジェクト」「充実した優遇措置・サポート体制」などにより、これまで市内に立地した外国・外資系企業は、本社を置く企業が82社、支店等も含めると134社に達している。

(神戸市把握分 平成17年12月1日現在)

- ・ 今後も先進的なプロジェクトである「神戸医療産業都市構想」及び「上海・長江交易促進プロジェクトの進展、「ジェットロ対日投資・ビジネスサポートセンター神戸(IBC神戸)」「ひょうご・神戸投資サポートセンター」等と連携した企業誘致を積極的に展開することにより、さらなる外国・外資系企業の集積が見込まれる。

(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。

- ・ 誘致した外国・外資系企業が、その後順調にビジネスを展開し、神戸に定着して産業振興に寄与してもらうには、立地後のきめ細やかなフォローアップが不可欠である。
- ・ そこで、本市では、「ビジネスライフサポート事業」として、日本の法律・各種手続や生活文化等に不慣れな外国・外資系企業のニーズに応じた、各種ワンストップサービスを提供している。
- ・ 具体的には、外国・外資系企業のニーズにきめ細かく把握するため個別訪問の実施、ビジネス、生活の両面にわたる情報提供、個別相談、法律や会計、各種手続など専門家による無料相談、といった支援事業を実施している。
- ・ 一方、「神戸医療産業都市構想」関連では、これまで「先端医療センター」、理化学研究所の「発生・再生科学総合研究センター」などの中核施設を整備し、医療関連企業の誘致スピードを加速させる一方で、既に進出している企業と、優れたものづくり技術をもつ地元中小企業との出会いの機会を創出している。
- ・ 具体的には、進出企業と地元企業とのビジネスミーティングを開催するとともに、進出企業の自主組織である「メドコロボ神戸」を設立して、進出企業同士の交流も図っている。

- ・ 17年度は、新たに、「神戸医療産業都市コンソーシアム事業化推進補助」を創設するとともに、(財)先端医療振興財団により、17年4月に設置されたクラスター推進センターによる商品企画段階から知的財産・薬事相談の段階までのトータルサポート体制を取ることで、進出企業との共同研究を促進しており、今後は、ビジネスミーティングの相手を市外・外国企業に広げ、さらなる出会いの機会を創出する予定である。
- ・ また、平成17年11月に竣工した、神戸医療機器開発センター(メデック)に設置する中小企業機器開発コーナーに、地元中小企業の活動拠点を設け、入居する医療関連企業、施設を利用する企業や専門医師との交流の場を設定し、医療機器の開発・改良・試作の際に発生するニーズ・シーズのマッチングを行い、取引機会の創出と共同研究開発の実現を図っている。
- ・ このように、これまで誘致した外国・外資系企業に対して、出会いの場を積極的に設け、取引や共同研究・開発のチャンスを増やし、特に医療関連企業には、薬事や知的財産についてサポートするとともに、他の特定事業とあわせて「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業(512)」を活用することで、より一層、外国・外資系企業の誘致促進による神戸経済の活性化という「国際みなと経済特区」の目的を効果的に達成することができる。

2 - 2 規制の特例を受ける主体の特定状況

主体が特定されていない場合

<p>特定する方法</p>	<p>本市の「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」及び兵庫県の「産業労働部補助金要綱」により、「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」第2条第3項に定める、「国際経済交流事業」に該当すると、兵庫県と協議し確認した外国企業を、規制の特例を受ける主体として特定する。</p> <p>具体的には、「神戸医療産業都市構想」及び「上海・長江交易促進プロジェクト」などの先進的なプロジェクトをインセンティブとして、新規成長事業である、医療・福祉、生活文化、情報・通信、国際化など7分野の企業誘致を進めてきた結果、欧米系や中国系の外国企業、数社が神戸への進出意向を示しており、現在協議中である。</p>
<p>用語の説明</p>	<p>「外国・外資系企業オフィス賃料補助金交付要綱」、 別紙1</p> <p>「産業労働部補助金要綱」 別紙2</p> <p>「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」 別紙3</p> <p>外国企業 外国の法令に基づいて設立された法人</p>